

総 第 352 号  
平成 22 年 8 月 17 日

鉢ノ山周辺に居住する町民及び別荘住民 御中

河津町 相馬 宏行



三筋山風力発電用風車建設計画に関わる公開質問状に対する回答について

先日いただきました公開質問について、下記のとおり回答いたします。

記

(1)河津町としてこの計画を推進されるに至った動機は何でしょうか。

(回答)

地球温暖化防止の国際的な取り組みとして「温室効果ガスの排出量の削減目標を定めた京都議定書」が発効され、自然エネルギーの導入促進が大きな課題となっております。河津町としても温暖化防止の面からも自然エネルギーの導入は必要と考えております。

また、風力発電所の事業予定地付近には官行造林地をはじめとした分収林や、分収林以外にも町有地や財産区有地があります。建設計画にともなう管理道の利用することで、これらの山林の管理の軽減や木材の活用も図れると考えます。

(2)この建設計画が河津町にもたらすメリットは何でしょうか。具体的に御提示ください。

(回答)

(1)で回答しましたが、河津町として温室効果ガスの削減にも貢献することが重要と考えております。建設計画にともなう管理道の活用により、町有地や財産区有地等の活用が図れると考えます。

(3)同様にこの建設計画が河津町にもたらすデメリットはありませんか。ございましたら具体的に御提示ください。

(回答)

風力発電の風車ができることにより、景観に影響が出ることが考えられます。三筋山周辺の尾根に風車が建設されることにより、抵抗を感じる方もいるかと思いますが、温暖化防止の面からも自然エネルギーの導入は必要と考えています。

(4)熱川や南伊豆、その他全国で起きている風車による騒音や低周波による健康被害、いわゆる“風車病”についてその原因は何であるとお考えでしょうか。

(回答)

風車による騒音や低周波による健康被害については、原因は解明されていません。

(5)上記“風車病”は三筋山の風車建設計画においては発生しないとお考えでしょうか。もしその様にお考えの場合は、その根拠を御提示ください。

(回答)

事業者の調査において、騒音や低周波については、風車設置後、影響が発生しないとの調査結果となっています。風車から住宅まで離れており、問題が生じている地域と比べても十分な距離が確保されています。

(6)風車建設後に“風車病”が発生した場合、建設を推進した行政としてどのように責任をとられるおつもりでしょうか。

(回答)

今回の風力発電計画にともない町と事業者は協定を締結し、自然災害や健康被害の発生など問題が発生しないように万全の対策を事業者に求めています。万が一風力発電事業に起因する問題が発生した場合には必要な対策を講ずるよう事業者に求めています。

(7)河津町民に対して2010年6月11日に初めてこの風車計画の説明会が開催されました。その内容は十分に議論されたとは思えないものです。再度同様な説明会を開催される意思がおりでしょうか。もし、その御意思がない場合は、その理由を明確に御説明ください。

(回答)

周辺住民や地権者等には既に事業者も説明会を行ってきましたので、同様な説明会の開催は予定しておりません。ただ、今後大きな計画変更等のある場合は説明会を開催し、事業者へ説明を要請する予定です。